

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
附 則（令和 7 年 9 月 30 日東経営第 000200000697 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 10 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （工事費の割引） 3 当社は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間に光回線電話契約又はワイヤレス固定電話契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、当社が別に定める期日までに当社がその光回線電話又はワイヤレス固定電話の提供を開始したとき（その工事について交換機等工事のみとなる場合を除きます。）は、その契約者回線の設置に係る工事費について、次に掲げる額を減額して適用します。 (1) 基本工事費については、5,500 円（税込価格 6,050 円） (2) 回線終端装置工事費については、11,500 円（税込価格 12,650 円） 4 （略）	附 則（令和 7 年 9 月 30 日東経営第 000200000697 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 10 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （工事費の割引） 3 当社は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に光回線電話契約又はワイヤレス固定電話契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、当社が別に定める期日までに当社がその光回線電話又はワイヤレス固定電話の提供を開始したとき（その工事について交換機等工事のみとなる場合を除きます。）は、その契約者回線の設置に係る工事費について、次に掲げる額を減額して適用します。 (1) 基本工事費については、5,500 円（税込価格 6,050 円） (2) 回線終端装置工事費については、11,500 円（税込価格 12,650 円） 4 （略）
	附 則（令和 8 年 9 月 30 日東経営第 000200000943 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 8 年 10 月 1 日から実施します。 （その他） 2 東経営第 000200000697 号（令和 7 年 9 月 30 日）の附則第 3 項中「令和 8 年 9 月 30 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改めます。